

燕市 農業委員会だより

農業者年金特集号

あなたの老後生活への備えは十分ですか？



「農業者年金」加入のおすすめ

燕市農業委員 三浦 哲郎
(農業者年金加入推進部長)

1. 人生一〇〇年時代が到来

日本人の平均寿命が年々延びています。男性81歳、女性87歳です。また、医者知らずで暮らせる健康寿命も男性72歳、女性74歳と延伸の傾向にあります。日々、農作業でいい汗をかき、安全安心の自家生産のお米や新鮮な野菜などの食料品を摂ることができ、さらに、健康管理をおこたらず、健康寿命を延ばす努力をすれば一〇〇歳はそう遠くない将来といえるかもしれません。

本年9月末現在、燕市では一〇〇歳以上の方が46名(男10、女36)いらつしやいます。青年、壮年、老年は人生の通り道、一〇〇歳への準備は早いにこしたことはありません。

2. 一輪車から四輪車へ

農業に従事されている方は広く農業者年金に加入できます。経営主、配偶者、後継者とその配偶者は当たり前に加わります。また、従業員、パートさんも対象となります。経営体に欠くことができない家族、スタッフが広く加入できますので、不安なく働ける将来像が描かれます。「自分は大黒柱だ、責任は全部俺にある」の自信だけでは一輪車。経営に参画する最愛の配偶者、大事な後継者夫婦、頼りがいある雇用者を包摂すれば、重い荷物も積める四輪車です。経営の足腰はがっちり固まります。

3. 早期加入で国から補助

この制度には、若い時期から長い期間、担い手として頑張ろうとしている人を応援する仕組みが導入されています。60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる方は、月額4千円から1万円の補助金を国から受けることができます。すなわち、39歳までに加入することで優遇措置が受けられます。

加入のご相談は、身近な農業委員又はJAにお願いします

燕市農業委員会編集・発行
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

電話 0256-77-8251 (直通)
FAX 0256-77-8306

ホームページ
<http://www.city.tsubame.niigata.jp>

新人農業委員の一言



農業委員
山田 直子 (分水新町)

全く農業とは無縁の私ですが、この度、農業委員に就任させていただきました。同世代からは、「農業を始められたの？」と尋ねられ、経緯を話すと「違った立場で、違った目線から見た意見が反映されるといいですね」と背中を押されました。また、人生の大先輩からは「立派なもんだ。おめでとうございます」とおほめの言葉を頂戴し、身の引き締まる気持ちになりました。

就任してまだ間もないですが、新しい出会いがたくさんあり、農業に携わっている人達の思いに触れ、視野も広がり、最近では、農業は生産性を求めるだけではなく環境を管理する大切な役目を果たしているのだと感じるようになりました。

私自身、農業や農地の知識はまだまだ乏しいですが、日々の生活の中で培った知恵やアイデア、そして私の持ち味であるコミュニケーション能力を発揮し、委員としての役目を果たしていきたいと思います。

「農地の転用には許可」が必要です！

- 農地を農地以外にする（農地転用）の場合は、農地法に基づく許可が必要です。
 - ・住宅や工場を建てる
 - ・駐車場にする
 - ・資材置場や建設残土置場にする
 - ・農業用施設を建てる など
- 転用の許可方法は2種類あります。
 - ・農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）
 - ・農地の所有者から農地を買う、または借りて転用する場合（農地法第5条）

※許可を受けないで転用された農地については、基本的には追認の許可はされませんので、転用を行う前に必ず農業委員会の許可を受けてください。

相続等によって農地の権利を取得したときは「農業委員会への届出」が必要です！

農地を相続した場合、農地を取得した人は、農地のある農業委員会に届出が必要です。届出の際には、相続した農地のわかる資料をお持ちください。

申請書の締切日は毎月10日です

農地の所有権移転の許可申請や農地転用許可申請などの締め切りは、毎月10日（10日が休日の場合は前日又は前々日）となります。

総会開催日	申請書締切日
12月26日(水)	12月10日(月)
1月31日(木)	1月10日(木)
2月28日(木)	2月8日(金)
3月27日(水)	3月8日(金)

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を活かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

発行日：毎週金曜日（月4回）／購読料：月額700円（送料・税込）

全国農業新聞

申込先 農業委員会事務局
電話 0256-77-8251
(毎月15日までの申込で、翌月から送付いたします。)

編集後記

平均寿命と健康寿命が年々伸びています。

そのような中で、健康で穏やかな生活を送るため年金の拡充が求められています。

特に、国民年金受給が主体の農業者にとっては、農業者年金が国民年金を補完する上で有効な手段と考えます。

今回の特集号では、農業者年金について知識や利点など紹介しておりますので、多くの方々からのご加入をお願いいたします。

また、農業委員会からのお知らせとして、新人女性農業委員からの一言や農地転用に関することも掲載いたしました。これからも、目に見える農業委員会を目指し、「農業委員会だより」などを通じて皆様に活動内容を紹介してまいります。

燕市農業委員会広報委員長
金 山 吉 夫
広報委員
原 田 國太郎
長谷川 治 仁
廣 野 和 夫
山 浦 明
澤 口 義 明

農業者年金に 加入しませんか

**農業者年金は、農家のことを知りつくした
農家のための年金です。**

農業者年金の6つのポイント

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。



つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります

まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。



詳しくは、燕市農業委員会事務局までお問い合わせください。
電話：0256-77-8251（直通）

農業者年金受給者・加入者の声

私の父は、農業者年金制度の始まったときから加入していました。その後、父の年金受給が始まった際に、地元の農業委員からの勧めもあり、後継者として農業を継ぐこととなった、45歳頃から農業者年金に加入していました。

その後、農業者年金制度が破綻しかけたときには、一時金をもらって脱退するか、そのまま継続するかを選択に迷った時期がありましたが、農業者年金は保険ではなくて貯金と考えて継続を選択しました。

今では、国民年金を補完する大切な年金として大変助かっています。

（熊倉 真さん 杉名）

私が農業者年金に加入したきっかけは、父親が農業者年金を受給していたことから、その制度に興味を持ちその大切さを知ったからです。

私の両親は農家であったため、国民年金だけでは老後に不安があり、少しでも老後の足しになればという気持ちで農業者年金に加入したとのことでした。そのおかげで、今では貯金をする余裕もでき、大変助かっていると喜んでいます。

農家として、少しでも経費を減らす面からも、保険料の全額が社会保険料控除の対象になることで節税になっています。また、積み立てた金額が元本割れした場合にも、マイナス分を補填してくれる仕組みもありますので、安心して加入しています。

この農業者年金が、私の老後の生活を支える一助となってくれればと思っています。

（江口 保さん 佐善）

Q&A

農業者年金のよくある質問

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？



A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金がありますか？



A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

Q 保険料の支払い方法は？



A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。

保険料のお支払いは、毎月納入する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。

Q 年金資産の運用はどうしているのですか？



A 農業者年金基金による年金資産の運用は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳の年金裁定時に、自分の年金資産が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 保険料の額を変更するには？



A 保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 少子高齢化時代なので将来の年金が不安ですが…



A 農業者年金は、加入者自ら積み立てた保険料とその運用益を年金資産として年金額が決まる「確定拠出型の積立年金」ですので、年金財政が現役世代と引退世代の人口比の影響を受けないのが特徴です。少子高齢化時代でも安定的な終身年金制度となっています。